平成２９年（フ）第１３９号
名古屋市千種区北千種１丁目１番５号　北千種パークハウス701号
破産者　水谷　金之
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２５７号
神戸市灘区城の下通３－２－40、開始決定時の住所神戸市灘区城の下通３丁目２番27号
破産者　大平智賀子
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第７１５号
大阪府河内長野市木戸１丁目25番10―203号、前住所大阪府河内長野市楠ヶ丘６番13号
破産者　吉田　　隆
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１５２号
堺市西区浜寺南町２丁411番地７、前住所堺市西区鳳西町２丁87番地６　コニシハイツ101号
破産者　ベルフィーユこと　南出ちさ子
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２９号
兵庫県伊丹市昆陽南１丁目10番１―508号
破産者　室山　敦子
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第２２２号
福岡県久留米市城島町六町原266番地29、前住所福岡県久留米市城島町六町原257番地８
破産者　原口時計・眼鏡・宝石店こと　古賀和也
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第２５９号
福岡県久留米市城島町六町原266番地29、前住所福岡県久留米市城島町六町原257番地８
破産者　古賀　弘美
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１２号
福岡県久留米市江戸屋敷２丁目14番８号、前住所山口県下関市武久町１丁目６番５―607号　ウェルス武久Ｎ
破産者　権藤　紀子
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第８７号
熊本市南区江越１丁目14番１号　セジュール江越101
破産者　松下良太郎
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第８９号
熊本市北区八景水谷４丁目５―19　飛田ハイツⅡ　102号、住民票上の住所熊本市東区上南部２丁目12番120号
破産者　大鶴　英明
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第９４号
熊本市西区二本木４丁目15番14号
破産者　市口　幸代（旧姓山内）
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１０５号
熊本市西区上熊本３丁目４番７号　コスモ館202
破産者　鷹野俊一郎
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３８１号
沖縄県那覇市字国場402番地　金城アパート101
破産者　山本　　昇
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第４号
北海道岩見沢市８条東３丁目３番地　北栄ハウス102号
破産者　公文　義一
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第２８号
北海道苫小牧市旭町２丁目２番14号　コーポリラ206号、開始決定時の住所北海道苫小牧市末広町１丁目５番８号
破産者　菅野　英治
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２８年（フ）第６０号
宮城県伊具郡丸森町字大舘１丁目90番地　松崎第二住宅104号
破産者　桑島よし子
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２８年（フ）第１１号
静岡県駿東郡長泉町下土狩532番地の４
破産者　加藤　正親
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第３１２号
高知県香南市吉川町吉原80番地２　吉川団地304号
破産者　恒石　惠子
1　決定年月日　平成29年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係